

## 「GLP相模原プロジェクト」に係る配慮書市長意見書

### 1 総括的事項

GLP相模原プロジェクト（以下「本事業」という。）は、大規模かつ最適な物流ソリューションの提供を目的として、中央区田名における約29.47ヘクタールの土地をサイト1～5に分け、5つの特定目的会社が段階的に造成するとともに、サイト1においては、延べ面積約35万平方メートルの大規模物流施設を建設する事業である。

本事業の対象事業実施予定区域は、人工平坦地の工業専用地域であり、現在は建設機械を生産する事業所が立地している。

また、その周辺は、東側に隣接して一般国道129号、北西側に隣接して県道63号が南北に通っており、東側及び北側に隣接する市道沿いに住宅が所在している。

本事業の実施に伴い、工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行による沿道の生活環境への影響が特に懸念される。

以上のことを踏まえ、事業計画の策定及び環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成に当たっては、次に示す事項について十分に配慮すること。

### 2 個別事項

#### （1）全項目共通

サイト1以外の建築物は、環境影響評価の対象規模未満の予定としているが、サイト1及びサイト2～5は、相互に密接に関連することが想定されることから、方法書以降においては、可能な限り関連施設の影響を予測条件に加えた上で、評価すること。

#### （2）騒音

周辺の道路交通騒音は、現状において環境基準を超過している地点があることから、事業計画の策定に当たっては、工事用車両及び施設関連車両の走行ルートを分散するなど、環境影響の低減に努めるとともに、方法書においては、騒音の評価項目としての選定を検討すること。

#### （3）土壌

対象事業実施予定区域は、土壌汚染の履歴があり、既存事業者による汚染土壌が存在するおそれがあると想定されることから、今後の土壌調査結果や対策の状況を十分確認するとともに、方法書においては、必要に応じて土壌を評価項目として選定すること。

( 4 ) 廃棄物

大規模な物流施設の供用に伴い、多量の廃棄物が発生することが想定されることから、方法書においては、必要に応じて廃棄物を評価項目として選定すること。

( 5 ) 発生土

工事の施行による発生土については、可能な限り敷地内における有効利用を検討するとともに、多量の発生土が排出されると予想される場合には、方法書において、発生土を評価項目として選定すること。

( 6 ) 安全 ( 交通混雑・交通安全 )

ア 事業計画の複数案が示されているが、交通分散効果がどの程度あるのか不明なことから、事業計画の策定に当たっては、可能な範囲内で交通分散効果を定量的に検討し、環境影響の低減に努めること。

イ 工事用車両及び施設関連車両の走行に伴い、交通混雑や交通安全に影響を及ぼすことが想定されることから、方法書においては、可能な範囲で走行ルートを示すとともに、安全の評価項目としての選定を検討すること。

ウ サイト 2 ~ 5 の土地利用用途は未定としているが、事業計画の策定に当たっては、当該サイトにおける関連車両の待機場所の確保など、路上滞留の防止や発生集中交通量の分散により、交通への影響の低減に努めること。

( 7 ) 景観

大規模な物流施設の建設に伴い、身近な景観等の変化が想定されることから、方法書においては、景観の評価項目としての選定を検討すること。

以 上